

用語解説

No.	語句	解説
1.	空き家バンク あきやばんく	地方公共団体等が Web サイト等を活用して空き家情報を提供する制度。空き家の所有者が提供したい物件情報を登録し、空き家の提供を受けたい利用者が、それらの情報を閲覧することができる。
2.	一般世帯 いっばんせたい	世帯のうち、①住居と生計を共にしている人の集まりまたは一戸を構えて住んでいる単身者、②上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者や下宿屋等に下宿している単身者、③会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者をいう。 なお、一般世帯以外の世帯には、施設等の世帯（寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所の入院者等）がある。
3.	一般道路 いっばんどうろ	道路法第 2 条第 1 項に定める道路。 農道、林道、道路運送法にいう自動車道、港湾道路等の特定目的のための道路や私道、里道は含まない。
4.	L R T L R T	主に都市部で運用される比較的低コストな中小規模の鉄道交通。騒音が少なく、静かで速い、低床式で乗り降りがしやすいといった特徴ある車両を用いた路線もあり、従来の路面電車のイメージを一新した、新しい交通機関として注目を集めている。
5.	エコツーリズム えこつーりずむ	「自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任をもつ観光のあり方。」と定義され、地域ぐるみで自然環境や歴史文化など地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組み。
6.	オープンスペース おーぷんすぺーす	主に都市地域において、建築物のない空間をいう。特に都市公園や緑地等を指すことが多い。
7.	淡海のくらし ～環境への心 づかい～ おうみのくらし～ かんきょうへのこ ころづかい～	平成 26 年 10 月に滋賀県が策定した「第四次滋賀県環境総合計画」の別冊。県民や事業者のみなさんが、環境にできるだけ負荷を与えない行動を自ら考え、選択するための指針。

8.	温室効果ガス おんしつこうがが す	大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふつ化硫黄、三ふつ化窒素の7種類が対象となっている。
9.	温室効果ガス 吸収源対策 おんしつこうがが すきゅうしゅうげ んたいさく	健全な森林整備等による森林吸収源対策、都市緑化の推進等の都市における吸収源対策等による温室効果ガスの吸収量を確保するための対策。
10.	開発行為 かいはつこうい	主として、(1)建築物の建築、(2)第1種特定工作物（コンクリートプラント等）の建設、(3)第2種特定工作物（ゴルフコース、1ha以上の墓園等）の建設を目的とした「土地の区画形質の変更」をいう。
11.	外来種 がいらいしゅ	導入（意図的・非意図的を問わず人為的に、過去あるいは現在の自然分布域外へ移動させること。導入の時期は問わない）によりその自然分布域（その生物が本来有する能力で移動できる範囲により定まる地域）の外に生育または生息する生物種（分類学的に異なる集団とされる、亜種、変種を含む）。
12.	通い耕作 かよいこうさく	居住する集落外あるいは地域外にある農地へ通って耕作（農地管理）する営農形態。この通い先の農地は、自分の所有農地である場合、他者から借りた農地である場合、他者から農作業を受託した農地である場合がある。
13.	環境衛生施設 かんきょうえいせい いしせつ	上水道施設、下水道施設、廃棄物処理施設、共同墓地および火葬場をいう。
14.	環境こだわり 農業 かんきょうこだわ りのうぎょう	化学合成農薬や化学肥料の使用量を減らしたり、濁水の流出を防止するなど、琵琶湖をはじめとする環境への負荷を減らす技術を用いて行われる農業。
15.	環境こだわり 農産物 かんきょうこだわ りのうさんぶつ	滋賀県が定めた基準に基づき、化学合成農薬や化学肥料の使用量を通常の栽培の5割以下に減らすとともに、濁水の流出防止等、琵琶湖をはじめとする環境への負荷を減らす技術で生産され、滋賀県の認証を受けた農産物。
16.	基幹的交通 きかんできこうつ う	高規格幹線道路や地域高規格道路、高速鉄道をさす。

17.	基準年次 きじゅんねんじ	計画の基礎となる年次であり、通常、計画策定時においてさまざまな実績値を網羅的に把握できる直近の年次としている。
18.	共同溝 きょうどうこう	路面の掘削を伴う地下の占用の制限と相まって、道路の構造の保全と円滑な道路交通の確保を図ることを目的として、2以上の第一種電気通信事業者、一般電気事業者、一般ガス事業者、水道事業者等の公益事業者の電線、ガス管、水管等を収容するため、道路管理者が道路の地下に設ける施設。
19.	グリーンインフラ ぐりーんいんふら	社会資本整備、土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある県土づくりや地域づくりを進めるもの。
20.	計画期間 けいかくきかん	計画策定時点または基準年次から目標年次までの期間。
21.	研究開発インフラ けんきゅうかいはつ いんふら	大学や試験研究機関などの研究開発施設や設備等のハードと、ソフトウェアやデータベースなどのソフトを一体的に捉えた基盤をいう。
22.	原生的な自然 げんせいてきな しぜん	人の活動による影響を受けたことのない自然またはかつて影響を受けたが現在はその影響がほとんど残っていない自然をいう。
23.	健全な水循環 けんぜんなみずじ ゆんかん	水循環基本法における人の活動および環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態での水循環をいう。
24.	県土 けんど	土地、水、自然等の県土資源およびこれに人間が働きかけ形成した蓄積の総体をいう。
25.	県土資源 けんどしげん	土地、水、自然等をいう。地表面そのものまたは地表面に展開し、人間にとって様々な価値をもたらす素材である。
26.	県土保全 けんどほぜん	急傾斜地の崩壊や土砂流失、地すべり、洪水による侵食、堆積、湖岸侵食、公害および鉱害による地盤沈下など、主として地表面における物質移動による土地形状の変化を抑制または停止させることをいう。
27.	県土保全施設 けんどほぜんしせ つ	治山施設、治水施設、砂防施設、急傾斜地崩壊対策施設、下水道施設等をいう。

28.	県土の利用区分 けんどのりようくぶん	国土利用計画では、農地、森林、宅地等の地目別区分およびその他（公用・公共用施設用地、低・未利用地、湖辺域）の区分をいう。
29.	県土利用 けんどりよう	土地、水、自然という側面から見て、国土を利用することをいう。土地利用に比較して、県土利用は水や動植物等の利用を含むことから、より広範な概念である。
30.	原野等 げんや	土地利用区分の定義では、人の手が加えられずに長年雑草や灌木類が生えるままの状態に放置されている土地および家畜のための採草地および放牧地とする。
31.	公園緑地 こうえんりよくち	公園、緑地、運動場など、都市環境の改善と良好な都市環境の形成を図り、都市の健全な発達と住民の心身の健康の保持増進など健康で文化的な都市生活を確保するための土地である。
32.	公共・公益施設 こうきょう・こうえきしせつ	電気、ガス、水道、下水道、電話、地下鉄、地下街等の施設をいう。
33.	工業用地 こうぎょうようち	一般には、工業生産を行うための土地をいう。 土地利用区分の定義では、住宅地との重複等を考慮して、従業員 10 人以上の製造業の事業所の敷地とする。
34.	工場の立地動向 こうじょうのりつちどうこう	工場の新規立地および移転の動向である。統計資料としては経済産業省「工場立地動向調査」がある。
35.	厚生福祉施設 こうせいふくししせつ	病院、保健所、福祉事務所等国民の健康で幸福な生活に資する施設をいう。
36.	交通施設 こうつうしせつ	道路、鉄道、空港、港湾など、交通の用に供される施設。ただし、国土利用計画の「その他」の利用区分で用いられる場合は道路を含まない。
37.	高度情報通信インフラ こうたじょうほうつうしんいんぷら	①光ファイバーや衛星通信をはじめとするネットワークインフラ、②①の上に展開し、現実の事務や業務を行うためのシステムやソフトウェア、データベースに蓄積されている情報資源、技術者やユーザー、③①および②にかかる諸制度を一体的に捉えた基盤をいう。
38.	荒廃農地 こうはいのうち	現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地。

39.	湖辺域 こへんいき	琵琶湖の湖岸線を挟み、相互に密接な関連を有する湖岸の陸域と琵琶湖域を一体として捉えた範囲。
40.	公有地化 こうゆうちか	民有地を国または地方公共団体が所有する土地とすること。
41.	公用・公共用施設 こうよう・こうきょうようしせつ	文教施設、公園緑地、厚生福祉施設、交通施設、官公署等公のために設けられた施設をいう。琵琶湖の湖岸線を挟み、相互に密接な関連を有する湖岸の陸域と琵琶湖域を一体として捉えた範囲。
42.	国土強靱化 こくどきょうじんか	「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」における事前防災および減災その他迅速な復旧復興並びに国際競争力の向上に資する国民生活および国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりをいう。
43.	国土調査 こくどちょうさ	国土調査法に基づく調査であり、本調査により得られる成果は、土地利用計画の策定や公共事業を推進する際の基礎資料としても用いられている。
44.	サービス化 さーびすか	経済社会諸活動における非物的価値の増大をいう。具体的には、第三次産業のような、物的な価値ではなく主として行為に価値を置く業種が拡大する状況をいう。但し、必ずしも産業の分野に限るものではなく、あらゆる分野でこの傾向がみられる。
45.	再開発 さいかいはつ	都市において、人口の集中による過密化と不合理な土地利用により生ずる都市機能の低下、環境の悪化に対応するため、工場の分散、流通業務の再配置、都市施設の整備等都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、もって良好な市街地環境の創造、都市の安全性の確保、計画的な住宅の供給、住民生活の改善・向上等の公共の福祉に寄与することをいう。
46.	災害 さいがい	暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地震、地滑りその他の異常な自然現象または大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する原因により生ずる被害をいう。
47.	再生可能エネルギー さいせいかのうエネルギー	エネルギー源として持続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。

48.	里地里山 さとちさとやま	奥山自然地域と都市地域の間位置し、さまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落を取り巻く二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域概念。
49.	産業・物流インフラ さんぎょう・ぶつり ゆういんふら	産業集積を促進するための工場、事業場、人材育成施設、物流施設等の基盤をいう。
50.	CLT(直交集成板) CLT(ちょっこう しゅうせいばん)	ひき板を繊維方向が直交するように積層接着した重厚な木質パネル。中大規模建築物の構造用部材としての利用が期待されている。
51.	滋賀らしい環境こだわり住宅 しがらしいかんき ょうこだわりじゅ うたく	滋賀県産材や地場産自然素材などを活用した良質な木造軸組住宅。
52.	自然維持地域 しぜんいじちいき	人為的な影響が弱いまたは非恒常的であることから、自然が良好な状態で維持されてきた地域であって、かつその自然がすぐれた属性を有しており、今後ともそのすぐれた自然環境の維持を図るべき地域をいう。
53.	自然環境 しぜんかんきょう	日光、大気、水、土、生物などによって構成され微妙な系として国土に存在する植生、野生動物、地形地質等を総称したもの。
54.	自然的土地利用 しぜんてきとちり よう	本計画においては、自然環境の保全を旨として維持すべき森林、原野、水面、河川、海浜などの土地利用を指す。 都市的土地利用、農林業的土地利用以外の土地利用である。
55.	湿原 しつげん	地下水位が高く、高湿な条件を好む特有の植物群でおおわれた土地をいう。
56.	住宅ストック じゅうたくすとっ く	既存のものあるいは新規に供給されることで蓄積される住宅全体をいう。
57.	住宅地 じゅうたくち	土地利用区分の定義では、住宅用地とする。

58.	諸機能 しょきのう	生産機能、商業機能等人間が形成した社会的機能の総称したものである。一般的には、中枢管理機能等高次の機能を意識して用いられることが多い。
59.	所有者の所在の把握が難しい土地 しょゆうしゃのしよざいのはあくがむずかしいとち	不動産登記簿等の所有者台帳により、所有者が直ちに判明しない、判明しても所有者に連絡がつかない土地。具体的には、所有者の探索を行う者の利用できる台帳が更新されていないなどの理由により、所有者（登記名義人が死亡している場合は、その相続人）の特定を直ちに行うことが難しい土地や登記名義人が死亡しており、その相続人を特定できたとしても、相続人が多数となっている土地など様々なケースを含む。
60.	人口 じんこう	当該地域に存在する人の数、単に人口といった場合、常住人口（夜間人口）をさす。 例えば国勢調査の場合、調査実施時に当該地域の住居に3ヶ月以上にわたって居住しているか、あるいは3ヶ月以上住むことになっている人口をいう。通勤・通学などによって一時的に他地域に存在することになる人々も住居の存在する地域の常住人口とされる。
61.	人口集中地区(DID) じんこうしゅうちゅうちく (DID)	国勢調査基本単位区および基本単位区内に複数の調査区がある場合は調査区（以下「基本単位区等」という。）を基礎単位として、1)原則として人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接して、2)それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有するこの地域のことをさす。 なお、人口集中地区は「都市的地域」を表す観点から、学校・研究所・神社・仏閣・運動場等の文教レクリエーション施設、工場・倉庫・事務所等の産業施設、官公庁・病院・療養所等の公共および社会福祉施設のある基本単位区等で、それらの施設の面積を除いた残りの区域に人口が密集している基本単位区等またはそれらの施設の面積が2分の1以上占める基本単位区等が上記1)の基本単位区等に隣接している場合には、上記1)を構成する地域に含める。

62.	侵略的外来種 しんりゃくてきが いらいしゅ	外来種のうち、生態系、人の生命・身体、農林水産業等への被害を及ぼすまたは及ぼすおそれがあるなど、特に侵略性が高く、自然状態では生じ得なかった影響をもたらすもの。
63.	森林 しんりん	一般的には、集団となって生育している木竹およびその土地（林地）をいう。 土地利用区分の定義では、森林法にいう国有林と民有林の合計とする。なお林道は除く。
64.	森林吸収源対策 しんりんきゅうし ゆうげんたいさく	温室効果ガス吸収源対策のうち、森林による吸収量を確保するための対策であり、健全な森林の整備、保安林等の適切な管理・保全等の推進、木材および木質バイオマス利用の推進等の総合的な取組をいう。
65.	森林資源 しんりんしげん	資源としてみた場合の森林をいう。物的存在としての森林に対し、森林資源とは、原料・材料をはじめ保健休養、森林環境教育など人間にとっての利用価値の意味をこめた用語である。
66.	水系 すいけい	地表の水の流れの系統である。河川の本流および支流に加え、人工的に開削された水路、運河なども含む流域全域にわたる網の目のような水流組織をいう。
67.	水面・河川・水路 すいめん・かせん・すいろ	一般的には、陸域において通年水面のみられる部分をいう。土地利用区分の定義では、水面は湖沼（人造湖および天然湖沼）とため池、河川は河川法による一級河川および準用河川の河川区域、水路は農業用排水路とする。
68.	生活環境 せいかつかんきょう	日常生活の安全性、住宅の快適性、自然の豊かさ、文化活動の活発さや交流機会の多さなど、我々の日常生活をとりまく環境をいう。
69.	生活関連施設 せいかつかんれんしせつ	学校、病院、公民館、公園、図書館等の教育、厚生、福祉、文化施設、スーパーマーケット、食堂等の消費施設、交通施設、その他の都市基盤施設をいう。
70.	生態系 せいたいけい	生物とそれを取り囲む環境を一つの物質循環系として捉えたもの。生物群集と無機的環境とが織りなす物質系の概念である。

71.	生態系サービス せいたいけいサービス	人々が生態系から得ることのできる便益のことで、食料、水、木材、繊維、燃料などの「供給サービス」、気候の安定や水質の浄化などの「調整サービス」、レクリエーションや精神的な恩恵を与える「文化的サービス」、栄養塩の循環や土壌形成、光合成などの「基盤サービス」などがある。
72.	生態系ネットワーク せいたいけいねっとわーく	原生的な自然地域等の重要地域を核として、生態的なまとまりを考慮した上で、森林、農地、都市内緑地・水辺、河川、湖等が有機的に繋がっている状態。
73.	生物多様性 せいぶつたようせい	すべての生物の間に違いがあることを意味する。生態系の多様性、種間（種）の多様性、種内（遺伝子）の多様性という3つのレベルでの多様性がある。
74.	世帯 せたい	住居と生計を共にするか異にするかという観点からみた人間集団の単位をいう。一般世帯と施設等の世帯に区分される。
75.	その他の宅地 そのたのたくち	土地利用区分の定義では、宅地のうち住宅地および工業用地いずれにも該当しない土地をいう。事務所店舗用地などがこれに含まれる。
76.	ソフト化 そふとか	装置、施設（ハード）を主体とした追求から、その利用技術（ソフト）を主体とした追求へと経済社会活動の目的が移っていく流れをいう。サービス化と併せて用いられることが多い。
77.	大規模集客施設 だいきぼしゅうきやくしせつ	大型の店舗、映画館、アミューズメント施設、展示場等をさす。
78.	対流 たいりゅう	国土形成計画法において、国土利用計画（全国計画）と一体のものとして定めることとされている国土形成計画（全国計画）（平成27年8月閣議決定）において、国土の基本構想を「『対流促進型国土』：『対流』こそが日本の活力の源泉」と掲げており、ここで、『対流』とは、「多様な個性を持つ様々な地域が相互に連携して生じる地域間のヒト、モノ、カネ、情報の双方向の活発な動きであり、それ自体が地域に活力をもたらすとともにイノベーションを創出する。」としている。

79.	宅地 たくち	一般的には住宅地をいう。 土地利用区分の定義では、土地登記上宅地とされた土地、すなわち、建物の敷地およびその維持もしくは効用を果たすために必要な土地とする。したがって、住宅地以外に、工業用地、事務所店舗用地等が含まれる。
80.	地域材 ちいきざい	一定の地域内（必ずしも同一県内に限らない）において生産、加工、流通される木材のことをいう。
81.	地域産業 ちいきさんぎょう	その地域の特性に応じて立地し、地域の経済社会に密接な係わりを有する産業をいう。
82.	地域資源 ちいきしげん	土地、水、自然等の国土資源を地域レベルでとらえ直したものに、人的資源、伝統文化、地域の農林水産物等を加えたものである。
83.	地域防災拠点 ちいきぼうさいきよてん	災害時に災害対策活動の拠点となる施設のうち、地域レベルのもの。
84.	小さな拠点 ちいさなきよてん	小学校区など複数の集落が集まる基礎的な生活圏の中で、分散している買い物や医療・福祉など様々な生活サービスや地域活動の場を身近な範囲（基幹集落）に集め、各集落との交通手段を確保することによって、車が運転できない高齢者などにあっても一度に用事を済ませられる生活拠点をつくり、地域の生活サービスを維持していこうという取組。
85.	治山施設 ちさんしせつ	土砂崩壊や土砂流出、地すべり等を防止するために設置される堰堤等の施設をいう。
86.	治水施設 ちすいしせつ	洪水等による災害の発生を防止し、河川が適正に利用され、流水の正常な機能を維持増進するための堤防、ダム、砂防施設等をいう。
87.	地籍整備 ちせきせいび	主に市町村が実施する地籍調査等により、土地の区画（一筆）毎の境界、面積等を明確にすること。
88.	低炭素社会 ていたんそしゃかい	豊かな生活の実感と温室効果ガス排出削減が同時に達成できる社会。具体的には、社会の隅々まで環境に対する配慮と技術が浸透し、従来からの技術や新しい革新的技術の普及により、温室効果ガス排出削減と両立しながら豊かな生活と経済成長が確保できる社会。
89.	低・未利用地 てい・みりょうち	土地利用がなされていないもの、または個々の土地の立地条件に対して利用形態が社会的に必ずしも適切でないものをいう。

90.	都市 とし	人々が密集して生活、生産活動を展開している地域をいう。おおむね市街地（人口集中地区）および計画期間中に市街地化すると考えられる地域を想定して用いている。
91.	都市化 としか	人々の生活、居住形態が都市的なものに変化していくこと。都市人口の増加、市街地面積の拡大などを指標として、その動向が論じられることが多い。
92.	都市構造 としこうぞう	都市の輪郭、街路網、土地割、家屋密度、建造物などから構成される形態構造、都市の内部地域、外縁地域あるいは管理業務地域、商業地域、工業地域、住宅地域などから構成される機能地域構造など都市の空間的な地域構造をいう。
93.	都市的土地利用 としてきとちりよう	住宅地、工業用地、事務所、店舗用地、一般道路等、主として人工的施設による土地利用をいう。
94.	土地の高度利用 とちのこうどりよう	都市部において土地の有効利用を指すものであり、都市計画法第9条に「用途地域内の市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るため、建築物の容積率の最高限度および最低限度、建築物の建ぺい率の最高限度、建築物の建築面積の最低限度並びに壁面の位置の制限を定める地区」として高度利用地区が定められている。
95.	土地利用基本計画 とちりようきほん けいかく	国土利用計画法第9条により、個別規制法に基づき策定される諸計画に対する上位計画として、また総合的かつ広域的見地に立って取引段階から利用区分に応じた規制と誘導を行うため、都道府県が定めるもの。土地利用基本計画は、都道府県の区域について、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の五地域に区分し、担当部局が一元的に管理・運営することで、総合的かつ計画的な県土の利用が図られる。
96.	二次的自然 にじてきしぜん	人間の働きかけと自然の循環システムとの相互関係によって形成された半人工的な自然であり、農林業的土地利用が行われている地域の自然がその代表的なものである。
97.	農業生産基盤 のうぎょうせいさん きばん	農業生産に必要な農用地、農業用排水施設、農道等の固定資本（土地に固定された施設の蓄積）をいう。
98.	農業用排水施設 のうぎょうようよ うはいすいしせつ	食料生産の基盤である農業用水の安定的供給や洪水による農業被害を防ぐための排水等のためのダム、頭首工、用排水路、用排水機等。

99.	農山漁村 のうさんぎょそん	自然的地域のうち、農林漁業の営みによる人為的な影響が強く、また恒常的であるため、自然の循環システムがやや変節した形で機能している地域をいう。またこの場合、住宅が密集している集落等も農山漁村に含まれる。
100.	農地 のうち	一般的には農業に用いる土地全般をいう。土地利用区分の定義では、田および畑とする。なお畦畔を含む。
101.	農地中間管理機構 のうちちゅうかん かんりきこう	担い手への農地の集積・集約化を進めるため、都道府県毎に整備された公的な農地の中間的受皿となる組織。 地域内の分散し錯綜した農地利用を整理し、担い手毎に農地を集約化する必要がある場合に、出し手から借り受けた農地をまとめて担い手に貸し付けるほか、必要な場合には農地の大区画化等の条件整備を行い、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して貸し付け等を行う。
102.	農地の集積・集約 のうちのしゅうせき・しゅうやく	農業の競争力強化等のため、「所有」、「借入」等によりの農地を担い手に集め経営耕地面積を拡大すること（集積）、さらに、担い手が連続して作業可能となるように農地をまとめ面的集積を進めること（集約）。
103.	農道 のうどう	農産物および営農資材の輸送並びに営農活動の効率化のため、農村地域に設けられた道路。
104.	バイオマス ばいおます	再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥などがある。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料としての利用があるほか、燃焼して発電を行ったり、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用などもある。
105.	ハザードマップ はざーどまっぷ	洪水をはじめ、地震、津波、土砂災害などの災害発生が予想される危険区域を示した地図の総称をいう。
106.	ビオトープ びおとーぷ	生命：バイオ bio と場所：トポス topos の合成語で生物の生息空間をいう。
107.	文教施設 ぶんきょうしせつ	学校、図書館等国民の教育、文化の向上に資する施設をいう。

108.	保安林 ほあんりん	水源の涵養等特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣または県知事によって指定される森林。立木の伐採や土地の形質の変更等が制限される。
109.	まちなみ景観 まちなみけいかん	都市の建築物、街路などそれを中心に形成される景観をいう。
110.	水インフラ みずいんふら	貯留から利用、排水に至るまでの過程において水の利用を可能とする施設全体を指すものであり、河川管理施設、水力発電施設、農業水利施設、工業用水道施設、水道施設、下水道施設等をいう。
111.	水環境 みずかんきょう	水を中心に捉えた環境をいう。水質、水量、水生生物、水辺地を含む概念であり、この場合の環境とは、特に人間に豊かな恵みをもたらすものとして捉えている。
112.	水辺空間 みずべくうかん	川辺、湖畔等水際の空間をいう。
113.	目標年次 もくひょうねんじ	計画の最終目標を設定した年次。
114.	野生鳥獣被害 やせいちょうじゅうひがい	野生鳥獣による農林水産業、生態系、生活環境などへの被害。
115.	優良農地 ゆうりょうのうち	集団的に存在する農地や農業生産基盤整備事業の対象となった農地等の良好な営農条件を備えた農地。
116.	ユニバーサルデザイン ゆにばーさるでざいん	年齢、性別、障害の有無などにかかわらず、すべての人が利用可能なように、常により良いものに改良していこうという考え方。
117.	ライフライン らいふらいん	電気、ガス、上下水道、交通、通信といった施設。
118.	流域 りゅういき	集水域と同義であり、水系をとり囲む分水嶺で区画された範囲をいう。
119.	緑地 りょくち	樹林地、草地、水辺地等が単独で、または一体となって、良好な自然環境を形成しているものをいう。
120.	林道 りんどう	林産物の輸送など、森林の管理・経営の改善のために、森林の内外を通じて築設された道路。

121.	6次産業化 ろくじさんぎょう か	1次産業としての農林漁業（農林水産物の生産）と、2次産業としての製造業（農林水産物を原材料とした加工食品の製造等）、3次産業としての小売業等の事業（加工食品の販売等）との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。
122.	路網整備 ろもうせいび	間伐や除伐など森林の整備や管理が効率的かつ効果的に行われるよう、林道（林業専用道を含む。）や森林作業道等を整備すること。